

「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として「第16次提案等に対する政府の対応方針」において措置される事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 〔過去の未実現提案等についての対応方針（平成22年1月29日）〕	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
927	国民年金保険料の追納期間の延長	国民年金法(昭和34年法律第141号)第102条第4項	平成21年度中に結論	国民年金保険料の追納期間については、現在、2年の時効期限を設けているところであるが、無年金・低年金を防止する観点から、納付意欲への影響等を考慮しつつ、事後納付の仕組みの導入等について早急に検討を進め、結論を得る。	全国で実施	国民年金保険料の納付可能期間を2年から10年へ延長し、本人の希望により保険料を納付することで、その後の年金受給につなげることができるよう、国民年金法の一部を改正する。	厚生労働省